## 3・5郵政本社前集会アピール

郵政労契法20条裁判において、私たちは昨年9月14日に東日本で、そして今年2月21日には西日本で、画期的な勝利判決を勝ち取った。それは「非正規」という名で正当化されてきた格差の厚い壁に風穴を開けるものとなった。

日本郵政グループには、約19万人もの非正規社員が働いている。全国共同 会議が毎年とりくんできた春闘アンケートには、今年も数多くの非正規社員か ら悲痛な声が寄せられた。

「正社員と同じ仕事をしているのに差があるのはおかしい」「家族に不幸があって休みを頂きたいと役職に伝えたところ、人がいないと言われた。アルバイトは家族のことですら休んではいけないのでしょうか」

時には正社員よりもひどい条件で業務をこなしている非正規社員に強いられている労働条件の格差、差別的な待遇に対し、裁判所は、いくつかの手当、休暇について不合理であると認めた。日本郵政グループ各社は、司法の下したこの判断に対し、誠意をもって応えなければならない。

私たちは労契法20条裁判において、組織を超え、正規・非正規の隔たりなく、職場労働者に呼び掛け運動を進めてきた。郵政に限らず、いま全国で働く非正規労働者は2千万人を超えるに至った。そして彼らの格差と貧困の拡大に対する怨嗟の声は、大きな流れとなって世論を動かし、政府も「働き方改革実行計画」において「同一労働同一賃金」など非正規雇用の処遇改善を言わざるを得なくなっている。この大きな流れをさらに確実なものとするために、私たちは、控訴審においてさらに大きな勝利を勝ち取ろう。そして職場で、地域で共同を広げ、非正規労働者の均等待遇と正社員化実現への道を進もう。

私たちは今日、この場に集い、日本郵政グループ各社に対し、事業のかけが えのない財産である非正規社員の労働条件の抜本的な改善を求める。そしてこ の18春闘において、すべての産業における全国の仲間と連帯し、格差是正と 反貧困の流れを、もっともっと大きなうねりにしていくことを決意する。

> 2018年3月5日 郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める 本社前集会 参加者一同